

運 營 規 程

(介護予防) 短期入所生活介護

大津みやび野ホーム短期入所生活介護

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人やながせ福祉会が開設する、大津みやび野ホーム短期入所生活介護（以下「事業者」という。）が行う（介護予防）短期入所生活介護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する項目を定め、事業者の生活相談員または看護師、介護職員等の従業者（以下「短期入所生活介護従業者等」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態・要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の短期入所生活介護従業者等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域と家族の結びつきを重視し、保険者、（介護予防支援）居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 大津みやび野ホーム短期入所生活介護
- (2) 所在地 姫路市大津区大津町一丁目 31-111

(職員の職種、員数)

第4条 施設に次の職員を下回らないように置く。

- | | | |
|-----------|---|-----|
| 一 管理者 | : | 1名 |
| 二 介護支援専門員 | : | 1名 |
| 三 生活相談員 | : | 1名 |
| 四 介護職員 | : | 27名 |
| 五 看護職員 | : | 3名 |
| 六 機能訓練指導員 | : | 1名 |
| 七 栄養士 | : | 1名 |

※ 特別養護老人ホーム 大津みやび野ホームと合わせた配置

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 年中無休
- 二 営業時間 24時間
(但し、送迎時間は、午前10時～午後5時45分の間とする)
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第6条 施設の利用定員は、10名。

((介護予防) 短期入所生活介護の内容)

第7条 (介護予防) 短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

一 身体介護

1週間に2回以上の入浴、清拭を行い、排泄は適切な見守り、一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。

二 給食サービス

利用者に提供する食事はできるだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、調理にあたっては利用者の嗜好を十分に配慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように努める。

三 相談・援助等

常に利用者の心身状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

四 日常動作訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持の為の機能訓練を行う。

五 健康管理

管理者又は看護職員は、常に利用者の健康に留意し、適切な措置を講ずる共にその記録を整備しておく。

六 社会生活の便宜の提供

教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又常に利用者の家族との連携を図ると共に利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

七 送迎

営業時間内の送迎を行う。

((介護予防) 短期入所生活介護の内容及び利用料金)

第8条 (介護予防) 短期入所生活介護を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣及び姫路市条例が定める基準によるものとし、当該指定(介護予防)短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その各利用者の負担割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示する、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。)

2 指定(介護予防)短期入所生活介護事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

一 滞在費 (光熱水費相当) 2,066円

二 食費 1,445円(朝食395円、昼食525円、夕食525円)

三 理美容代 1,500円

四 前号に掲げるものの他、(介護予防)短期入所生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。(実費)

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払に同意を得ることとする。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、姫路市・太子町とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 利用者は指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 一 入浴サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 体調が悪い時は、看護師の指示に従い入浴を避ける。
 - (2) 介護職員等の指示に従い、入浴を行う。
- 二 機能訓練室を利用する際の留意事項
 - (1) 機能訓練指導員等の指示に従い、安全に留意しながら利用する。
- 三 送迎サービスを利用する際の留意事項
 - (1) 介護職員等の指示に従い、安全に留意しながら利用する。

(緊急時における対処方法)

第11条 短期入所生活介護従業者等は、（介護予防）短期入所生活介護の実施中に、利用者の病変に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

(事故発生時における対応)

- 第12条 利用者に対する（介護予防）短期入所生活介護の提供により、事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う共に必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

- 第14条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(高齢者虐待防止)

- 第15条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
- 一 研修等を通じて、短期入所生活介護従業者等の人権意識の向上や知識や技術の向上

に努める。

二 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。

三 短期入所生活介護従業者等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、短期入所生活介護従業者等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

四 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

（個別計画の提出）

第16条 居宅サービス計画を作成している（介護予防支援）居宅介護支援事業者または地域包括支援センターから（介護予防）短期入所生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該（介護予防）短期入所生活介護計画を提出することに協力するように努めるものとする。

（暴力団等の排除）

第17条 施設は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

（記録の整備）

第18条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- 一 （介護予防）短期入所生活介護計画
- 二 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 三 市町村への通知に係る記録
- 四 苦情の内容等の記録
- 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（その他運営についての留意事項）

第19条 事業者は、短期入所生活介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 随時（各種研修会に参加）

2 短期入所生活介護従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 短期入所生活介護従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、短期入所生活介護従業者等でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、短期入所生活介護従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人 やながせ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 9月 1日から施行する。

変更 第8条 短期入所生活介護の内容及び利用料金

変更前 その1割の額とする。

変更後 その各利用者の負担割合に応じた額とする。

この規程は、令和3年 7月1日から施行する。

変更 第8条 短期入所生活介護の内容及び利用料金

変更前 見やすい場所に重要事項を掲示する。

変更後 見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

変更前 居住費 1,970円

変更後 居住費 2,006円

変更前 食費 1,380円

変更後 食費 1,445円（朝食395円、昼食525円、夕食525円）

追加 第14条 高齢者虐待防止

追加 発見時の市への通報

追加 第15条 個別計画の提出

変更 暴力団の排除

変更前 第15条

変更後 第16条

追加 第17条 記録の整備

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第16条

変更後 第18条

この規程は、令和6年 8月1日から施行する。

変更 変更前 指定短期入所生活介護

変更後 指定（介護予防）短期入所生活介護

変更 変更前 指定居宅介護支援事業所

変更後 指定（介護予防支援）居宅介護支援事業所

変更 第8条 短期入所生活介護の内容及び利用料金

変更前 居住費 2,006円

変更後 居住費 2,066円

追加 第14条 衛生管理等

変更 高齢者虐待防止

変更前 第14条

変更後 第15条

変更 個別計画の提出

変更前 第15条

変更後 第16条

変更 暴力団等の排除

変更前 第16条

変更後 第17条

変更 記録の整備

変更前 第17条

変更後 第18条

変更 その他運営についての留意事項

変更前 第 18 条

変更後 第 19 条